

●香川県告示第238号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、小豆島町建設課において平成28年7月15日から10年間閲覧に供する。

平成28年7月8日

香川県知事 浜田 恵 造

1 竣功認可年月日

平成28年6月30日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

高松市番町4丁目1番10号

香川県知事 浜田 恵造

3 埋立区域

(1) 位置

香川県小豆郡小豆島町田浦字切谷乙683番2及び乙682番2地先公有水面並びに同町田浦字切谷乙682番1、乙680番1及び同町古江字火崎乙383番1に隣接する無番地地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、17の地点と2の地点を結ぶ平成5年の秋分の満潮位（D. L. +1.93メートル）における公有水面と陸地との境界線、2の地点から16の地点までを順次に結んだ線及び17の地点と16の地点を結んだ線により囲まれた区域。

17の地点	三等三角点馬立（北緯34度27分24.7282秒、東経134度17分38.6351秒）から272度36分39秒、997.35メートルの地点
2の地点	17の地点から1度31分51秒、87.99メートルの地点
3の地点	2の地点から170度56分28秒、3.76メートルの地点
4の地点	3の地点から172度07分33秒、4.33メートルの地点
5の地点	4の地点から173度39分47秒、9.39メートルの地点
6の地点	5の地点から175度09分32秒、4.91メートルの地点
7の地点	6の地点から176度51分45秒、4.49メートルの地点
8の地点	7の地点から185度29分30秒、4.66メートルの地点
9の地点	8の地点から187度12分04秒、5.05メートルの地点
10の地点	9の地点から188度21分40秒、5.15メートルの地点
11の地点	10の地点から189度15分24秒、4.67メートルの地点
12の地点	11の地点から189度44分18秒、5.52メートルの地点
13の地点	12の地点から190度56分21秒、4.63メートルの地点
14の地点	13の地点から190度36分36秒、6.16メートルの地点
15の地点	14の地点から186度41分53秒、8.55メートルの地点
16の地点	15の地点から179度52分39秒、8.88メートルの地点

(3) 面積

258.10平方メートル

4 埋立免許の年月日及び番号

(1) 免許年月日

平成6年10月24日

(2) 免許番号

6港A第38号